

特集

投票日は三月二十六日

町議会議員選挙の一般選挙

任期満了に伴なう合川町議会議員の一般選挙は、三月十七日に告示され、同日二十六日投票が行なわれることになりました。

豊かで、住みよい、そ

して明るい合川町をつく

町の発展や私たちの生

活向上と直接結びつく、四年に一度の町議会議員選挙が明るく正しい選挙となるよう、町民みんなが心掛けましょう。

①有権者が、選挙人名簿に登録されている投票区の区

域外で、職務または業務に従事しているとき。(たとえば、鉄道乗務員の場合や、商品仕入、仕事での出張など)

②やむを得ない用務または事故のため、合川町以外の市町村に旅行または滞在中の人の。(たとえば、冠婚葬祭とか、旅行のような場合)

③指定病院などで行なう不在者投票のできる指定病院や国立療養所、少年院婦人補導院、老人ホームなどに入っている人は、本人が不在者投票をしたいと院長や所長などを申し出れば、投票に必要な手続きをとります。

清く正しく、だいじな一票

選挙人名簿

選挙資格者を登録

ぜひ縦覧を

選挙人名簿は永久名簿方式です。

満二十歳以上の日本人は、昭和五十年十二月十三日以前から引き続き三ヵ月以上

この選挙では昭和三十一年三月二十七日以前に生まれた、町の選挙管理委員会では、満二十歳になり新規者となります。

合川町の住民基本台帳に登録されている人が、選挙資格者となります。

また、町の選挙管理委員会では、居住している人を加えて当

川町に引き続き三ヵ月以上間、選挙管理委員会事務局(役場内)で町民のみざんに縦覧することにしてい

ます。この期間内にはぜひ一度選挙人名簿に目をとおされ、自分に選挙資格があるかどうかを確かめておきましょう。

合川町の選挙人名簿についての人が長期間にわたって出張中の場合や、出稼ぎに行き長い間ほかの市区町村で仕事をしている場合などに該当します。

これらの人は、合川町の選管あてに直接か郵送で投票用紙および不在者投票用封筒の請求を行ない、あわせてどこの市区町村で投票するかをハッキリ明記していただきます。



お祭りなどの寄付、お酒など

この選挙では昭和三十一年三月二十七日以前に生まれた、町の選挙管理委員会では、満二十歳になり新規者となります。

合川町の住民基本台帳に登録されている人が、選挙資格者となります。

また、町の選挙管理委員会では、居住している人を加えて当

川町に引き続き三ヵ月以上間、選挙管理委員会事務局(役場内)で町民のみざんに縦覧することにしてい

ます。この期間内にはぜひ一度選挙人名簿に目をとおされ、自分に選挙資格があるかどうかを確かめておきましょう。

合川町の選挙人名簿についての人が長期間にわたって出張中の場合や、出稼ぎに行き長い間ほかの市区町村で仕事をしている場合などに該当します。

これらの人は、合川町の選管あてに直接か郵送で投票用紙および不在者投票用封筒の請求を行ない、あわせてどこの市区町村で投票するかをハッキリ明記していただきます。

不在者投票を活かして棄権をなくしよう



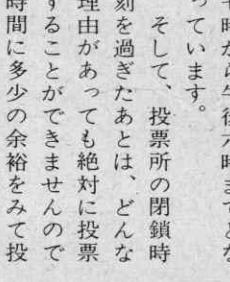
お中元やお歳暮



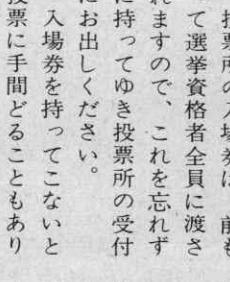
結婚のお祝い金やお祝い品



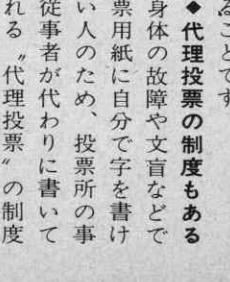
結婚のお祝い金やお祝い品



結婚のお祝い金やお祝い品



結婚のお祝い金やお祝い品



結婚のお祝い金やお祝い品

さして、来る三月二十六日には、四年に一度の町議会議員選挙は、投票日が告示され、投票日の前でも投票できる「不在者投票」の制度があります。

この不在者投票ができるのは、前日にある二月二十六日までは、投票日から、投票日まで時間は午前八時半から

投票当日みずから投票所に選管に用意してある「宣誓書兼投票用紙請求書」に記載された住所に届いたならば中止する旨の指示によって投票を

行なう場合

投票所に用意してある「宣誓書兼投票用紙請求書」に記載された住所に届いたならば中止する旨の指示によって投票を

